◎新潟県告示第1222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年11月30日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
樽田(3)地区	上越市安塚区樽田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島(1)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(6)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）